

《子ども・子育て支援新制度について》

子ども子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から全国的に施行された新たな制度です。

主な目的は次の3点となります。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大、確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

「新制度の利用の流れ」

施設などの利用を希望する保護者の方は、利用のための認定を受けていただきます。（27.4.1現在、市内の私立幼稚園は今までどおりです。）

新制度では、下記の3つの区分に応じて、施設など（幼稚園、保育園、認定こども園等）の利用先が決まっていきます。

3つの認定区分

1号認定

教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
利用先・・・市立幼稚園（4歳以上）、認定こども園

2号認定

満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」（保育園等についてを参照）に該当し保育所での保育を希望される場合
利用先・・・保育所、認定こども園

3号認定

満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」（保育園等についてを参照）に該当し保育所での保育を希望される場合
利用先・・・保育所、認定こども園

子ども・子育て支援新制度の利用の流れ

市立幼稚園、認定こども園(1号認定)利用希望の場合

幼稚園等に
直接利用
申込みをします

幼稚園等から
入園の内定を
受けます

幼稚園等を通じ
て利用のための
認定を申請します

幼稚園等を通じ
て八街市から認
定証が交付され
ます
(1号認定)

幼稚園等と
契約をします

保育所、認定こども園(2号認定、3号認定)を利用希望の場合

八街市に「保育の
必要性」の認定を
申請します
(申込みも同時に出来ます)

八街市から
認定証が
交付されます
(2号認定・3号認定)

保育所等の
利用希望の
申込みをします

申請者の希望、
保育所等の状況
などにより、市が
利用調整をします

利用先の
決定後、
契約となり
ます